

第四十六回国会 衆議院 地方行政委員會議録 第九号

昭和三十一年二月十四日(金曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君

理事渡海元三郎君 理事中島 茂喜君

理事永田 亮一君 理事藤田 義光君

理事川村 義義君 理事阪上安太郎君

理事安井 吉典君

大西 正男君 龜山 孝一君

久保田円次君 武市 恭信君

登坂重次郎君 三池 信君

森下 徹郎君 村山 達雄君

和爾俊二郎君 山崎 巖君

佐野 憲治君 秋山 徳雄君

華山 親義君 千桑 七郎君

門司 亮君 細谷 治嘉君

出席國務大臣

國務大臣 早川 崇君

出席政府委員

自治政務次官 金子 岩三君

自治事務官 (大臣官房長) 松島 五郎君

自治事務官 (財政局長) 柴田 護君

自治事務官 (稅務局長) 細郷 道一君

委員外の出席者

検事長 (民事局第三課) 香川 保一君

大蔵事務官 (主稅局稅制第三課長) 宇佐美 勝君

大蔵事務官 (國稅庁直稅部) 鳩山威一郎君

自治事務官 (稅務局固定資 產稅課長) 石川 一郎君

專門員 越村安太郎君

二月十四日 委員篠田弘作君辭任につき、その補

欠として湊徹郎君が議長の指名で委

員に選任された。

同日 委員湊徹郎君辭任につき、その補欠

として篠田弘作君が議長の指名で委

員に選任された。

二月十四日 消防組織法及び消防団員等公務災害

補償責任共済基金法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第三二一號)(參議

院送付)

は本委員會に付託された。

本日の會議に付した案件

地方稅法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三三三號)

地方交付稅法等の一部を改正する法

律案(内閣提出第九二二號)

○森田委員長 これより會議を開きま

す。

昨十三日付託になりました内閣提出

にかかる地方交付稅法等の一部を改正

する法律案を議題とし、政府から提案

の理由を聴取することいたします。

金子政務次官。

地方交付稅法等の一部を改正する

法律案

地方交付稅法等の一部を改正す

る法律

(地方交付稅法の一部改正)

第一条 地方交付稅法(昭和二十五

年法律第二百一十一號)の一部を次

のように改正する

第十二条第一項の表市町村の項

中「3 衛生費」人口

「4 3 勞働費」失業人數

「5 4 3 勞働費」失業人數

に

改め、同条第二項の表測定單位の

數値の算定の基礎の欄中「八分の

十」を「八十分の百」に、「七分の

十」を「七十五分の百」に改め、同

表表示單位の欄中「円」を「千円」に

改める。

別表

地方団体 の種類	經費の種類	測定單位	單位費	費用
一 警察費	警察職員數	一人につき	七六、〇〇〇	円
二 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき	三三〇	円
1 道路費	道路の延長	一メートルにつき	一六〇〇	円
2 橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき	五七〇	円
3 河川費	木橋の延長	一メートルにつき	一一、〇〇〇	円
4 港灣費	河川の延長	一メートルにつき	四、〇〇〇	円
5 港灣費	港灣(漁港を含む)に けるけい留施設の延長	一メートルにつき	二、〇〇〇	円
6 港灣費	港灣(漁港を含む)に ける外かく施設の延長	一メートルにつき	七、〇〇〇	円
7 港灣費	人口	一人につき	三、〇〇〇	円

び寒冷補正

に改め、同条第七項中「行政の質」の下に「及び量」を加え、「点数の合計点数に

基き、一種地から二十種地までに」を「点数に基づいて」に改める。

第十四条第一項及び第二項中「百分の七十」を「百分の七十五」に改める。

別表を次のように改める。

道府県			
一 消防費	三 教育費	面積	一平方キロメートル
	1 小学校費	海岸保全施設の延長	一メートルにつき
二 土木費	2 中学校費	教職員数	一校につき
	3 高等学校費	教職員数	一校につき
三 教育費	4 その他の教育費	生徒数	一人につき
	1 厚生労働費	人口	一人につき
四 厚生労働費	2 生活保護費	盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき
	3 社会福祉費	町村部人口	一人につき
五 産業経済費	4 労働費	人口	一人につき
	1 農業行政費	工場事業場労働者数	一人につき
六 労働費	2 林野行政費	失業者数	一人につき
	3 水産行政費	耕地の面積	一町歩につき
七 労働費	4 商工行政費	農家数	一戸につき
	1 徴税費	林野の面積	一町歩につき
八 徴税費	2 恩給費	水産業者数	一人につき
	3 その他の諸費	商工業の従業者数	一人につき
九 徴税費	1 災害復旧費	道府県税の税額	千円につき
	2 特定償還費	恩給受給権者数	一人につき
十 徴税費	3 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	人口	一人につき
	4 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	面積	一平方キロメートル
市町村			
一 徴税費	1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき
	2 橋りよう費	道路の延長	一メートルにつき
二 土木費	3 港灣費	橋りようの面積	一平方メートルにつき
	4 都市計画費	木橋の延長	一メートルにつき
三 土木費	5 その他の土木費	港灣（漁港を含む）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき
	1 教育費	港灣（漁港を含む）における外かく施設の延長	一メートルにつき
四 教育費	2 小学校費	都市計画区域における人口	一人につき
	3 中学校費	土地地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき
五 教育費	4 高等学校費	人口	一人につき
	5 労働費	児童数	一人につき
六 労働費	1 農業行政費	学級数	一学級につき
	2 商工行政費	学校数	一校につき
七 労働費	3 その他の産業経済費	生徒数	一人につき
	4 労働費	学級数	一学級につき
八 労働費	5 労働費	学校数	一校につき
	6 その他の行政費	教職員数	一人につき
九 徴税費	1 市町村税の税額	生徒数	一人につき
	2 市町村税の税額	人口	一人につき
十 徴税費	3 市町村税の税額	人口	一人につき
	4 市町村税の税額	人口	一人につき
十一 徴税費	5 市町村税の税額	人口	一人につき
	6 市町村税の税額	人口	一人につき
十二 徴税費	7 市町村税の税額	人口	一人につき
	8 市町村税の税額	人口	一人につき
十三 徴税費	9 市町村税の税額	人口	一人につき
	10 市町村税の税額	人口	一人につき
十四 徴税費	11 市町村税の税額	人口	一人につき
	12 市町村税の税額	人口	一人につき
十五 徴税費	13 市町村税の税額	人口	一人につき
	14 市町村税の税額	人口	一人につき
十六 徴税費	15 市町村税の税額	人口	一人につき
	16 市町村税の税額	人口	一人につき
十七 徴税費	17 市町村税の税額	人口	一人につき
	18 市町村税の税額	人口	一人につき
十八 徴税費	19 市町村税の税額	人口	一人につき
	20 市町村税の税額	人口	一人につき
十九 徴税費	21 市町村税の税額	人口	一人につき
	22 市町村税の税額	人口	一人につき
二十 徴税費	23 市町村税の税額	人口	一人につき
	24 市町村税の税額	人口	一人につき
二十一 徴税費	25 市町村税の税額	人口	一人につき
	26 市町村税の税額	人口	一人につき
二十二 徴税費	27 市町村税の税額	人口	一人につき
	28 市町村税の税額	人口	一人につき
二十三 徴税費	29 市町村税の税額	人口	一人につき
	30 市町村税の税額	人口	一人につき
二十四 徴税費	31 市町村税の税額	人口	一人につき
	32 市町村税の税額	人口	一人につき
二十五 徴税費	33 市町村税の税額	人口	一人につき
	34 市町村税の税額	人口	一人につき
二十六 徴税費	35 市町村税の税額	人口	一人につき
	36 市町村税の税額	人口	一人につき
二十七 徴税費	37 市町村税の税額	人口	一人につき
	38 市町村税の税額	人口	一人につき
二十八 徴税費	39 市町村税の税額	人口	一人につき
	40 市町村税の税額	人口	一人につき
二十九 徴税費	41 市町村税の税額	人口	一人につき
	42 市町村税の税額	人口	一人につき
三十 徴税費	43 市町村税の税額	人口	一人につき
	44 市町村税の税額	人口	一人につき
三十一 徴税費	45 市町村税の税額	人口	一人につき
	46 市町村税の税額	人口	一人につき
三十二 徴税費	47 市町村税の税額	人口	一人につき
	48 市町村税の税額	人口	一人につき
三十三 徴税費	49 市町村税の税額	人口	一人につき
	50 市町村税の税額	人口	一人につき
三十四 徴税費	51 市町村税の税額	人口	一人につき
	52 市町村税の税額	人口	一人につき
三十五 徴税費	53 市町村税の税額	人口	一人につき
	54 市町村税の税額	人口	一人につき
三十六 徴税費	55 市町村税の税額	人口	一人につき
	56 市町村税の税額	人口	一人につき
三十七 徴税費	57 市町村税の税額	人口	一人につき
	58 市町村税の税額	人口	一人につき
三十八 徴税費	59 市町村税の税額	人口	一人につき
	60 市町村税の税額	人口	一人につき
三十九 徴税費	61 市町村税の税額	人口	一人につき
	62 市町村税の税額	人口	一人につき
四十 徴税費	63 市町村税の税額	人口	一人につき
	64 市町村税の税額	人口	一人につき
四十一 徴税費	65 市町村税の税額	人口	一人につき
	66 市町村税の税額	人口	一人につき
四十二 徴税費	67 市町村税の税額	人口	一人につき
	68 市町村税の税額	人口	一人につき
四十三 徴税費	69 市町村税の税額	人口	一人につき
	70 市町村税の税額	人口	一人につき
四十四 徴税費	71 市町村税の税額	人口	一人につき
	72 市町村税の税額	人口	一人につき
四十五 徴税費	73 市町村税の税額	人口	一人につき
	74 市町村税の税額	人口	一人につき
四十六 徴税費	75 市町村税の税額	人口	一人につき
	76 市町村税の税額	人口	一人につき
四十七 徴税費	77 市町村税の税額	人口	一人につき
	78 市町村税の税額	人口	一人につき
四十八 徴税費	79 市町村税の税額	人口	一人につき
	80 市町村税の税額	人口	一人につき
四十九 徴税費	81 市町村税の税額	人口	一人につき
	82 市町村税の税額	人口	一人につき
五十 徴税費	83 市町村税の税額	人口	一人につき
	84 市町村税の税額	人口	一人につき
五十一 徴税費	85 市町村税の税額	人口	一人につき
	86 市町村税の税額	人口	一人につき
五十二 徴税費	87 市町村税の税額	人口	一人につき
	88 市町村税の税額	人口	一人につき
五十三 徴税費	89 市町村税の税額	人口	一人につき
	90 市町村税の税額	人口	一人につき
五十四 徴税費	91 市町村税の税額	人口	一人につき
	92 市町村税の税額	人口	一人につき
五十五 徴税費	93 市町村税の税額	人口	一人につき
	94 市町村税の税額	人口	一人につき
五十六 徴税費	95 市町村税の税額	人口	一人につき
	96 市町村税の税額	人口	一人につき
五十七 徴税費	97 市町村税の税額	人口	一人につき
	98 市町村税の税額	人口	一人につき
五十八 徴税費	99 市町村税の税額	人口	一人につき
	100 市町村税の税額	人口	一人につき

2 戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	500
3 その他の諸費	世帯数	一世帯につき	190
	人口	一人につき	80
七 災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき	300,000
	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	400

八 特定債償還費	公共事業費等特定の事業の財源に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	110,000
九 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	50,000

(地方交付税法の一部を改正する等の法律の一部改正)

第二条 地方交付税法の一部を改正する等の法律(昭和三十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「及び昭和三十八年度」を、「昭和三十八年度及び昭和三十九年度」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十九年度分の地方公付税から適用する。

理由

地方交付税の総額の増加に伴い単位費用を改定するとともに、地方交付税の配分の合理化を図るため、測定単位の数値の補正方法の一部を改め、市町村の基準税率を引き上げる等地方交付税の算定方法を改めるほか、高等学校生徒急増対策費に係る基準財政需要額の算定の特例を昭和三十九年度についても適用する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○金子政府委員 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

地方交付税の算定につきましては、逐年その合理化をはかってまいりましたが、明年度におきましては、新道路整備五カ年計画に基づく道路整備事業をはじめとする、各種公共事業の増大、社会保障制度の拡充に伴う地方団体の所要経費並びに地方公務員の給与改定の平年度化等により増加する給与関係費等に対応する財源を関係地方公共団体に付与する必要があるものと、市町村分の基準財政需要額の算定内容の充実及び市町村分基準税率の引き上げ等により、市町村相互間の財源の均衡化をさらに推進することが必要であると考えられます。

また、高等学校生徒の急増に伴う高等学校の施設整備に要する経費につきましても、昭和三十九年度におきまして、昭和三十七年度及び昭和三十八年度と同様、基準財政需要額に加算する特例措置を講ずる必要があります。以上がこの法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の内容の要旨につきまして御説明申し上げます。

その一は、単位費用を引き上げて基準財政需要額を増額することでありま

す。まず道府県及び市町村を通じて生活保護基準の引き上げ、失業対策事業にかかる労務費の引き上げ等により増加する社会保障関係費を基準財政需要額に算入するため、生活保護費、労働費等にかかる単位費用を引き上げ、新たに住宅関係費を基準財政需要額に算入するため、その他の土木費の単位費用を増額するとともに、給与改定の平年度化に伴い増加する給与関係費及び各般の制度改正に伴い増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目にかかる単位費用を引き上げることとしたのであります。

次に道府県分につきましては、道路整備事業、農業基盤整備事業、治山事業等公共投資の充実に必要な財源を付与するため、関係費目にかかる単位費用を引き上げることとし、農業構造改善事業の促進、中小企業設備近代化事業に要する経費等の増加額を基準財政需要額に算入するため、農業行政費、商工行政費等、関係費目の単位費用を引き上げることとしたのであります。

次に市町村分につきましては、道路整備事業及び街路整備等都市計画事業にかかる投資的経費を増額するため、

関係費目の単位費用を引き上げ、小学校及び中学校における学校経費を充実するため、小学校費及び中学校費の単位費用を引き上げ、土地改良事業等の増加額を基準財政需要額に算入するため、農業行政費の単位費用を引き上げることとしたのであります。

その二は、基準財政需要額の算定方法に關し、経費の種類及び測定単位を新設することでありま

す。近時国民生活の向上発展に伴い、清掃関係経費の充実は、緊急な課題とされてまいりましたのであります。従来、市町村分の衛生費中に含まれていたこれら経費について、新たに人口を測定単位として清掃費という経費の種類を設けることとし、経費算定の合理化と経費の一そうの充実をはかることといたしました。

その三は、測定単位の数値の補正に關することでありま

す。まず道府県分につきましては、道路費のうち、道路の延長を測定単位とする分につきましては、交通量等に基づき割り増し補正を行なうことといたしました。

なお、今後補正係数を定めるにあたりましては、従来河川費、港湾費等について適用してまいりました事業費の額に應ずる経費の割り増し補正を強化

してまいりたいと考えております。

次に市町村分につきましては、新たに離島等隔遠地の市町村につき、態容補正の一環として、隔遠地にあるための増高経費を基準財政需要額に算入するための補正を行なうこととし、このため態容補正の市町村区分につき、所要の規定の整備をはかっております。

また、弱小市町村に対する財源の傾斜的配分をはかるため、従来に引き続きまして、都市的形態の度合いに応じて定められている態容補正係数を改正し、その格差をさらに縮小してまいり所存であります。

その四は、市町村分の基準税率の引き上げであります。

市町村の基準財政収入額の算定にあたりましては、従来基準税率を百分の七十としておりましたが、市町村における基準財政需要額の算定が漸次適確になってまいりましたことに伴い、今回これを百分の七十五に高め、市町村間の財源の均衡化を一そう推進することとしたのであります。

その五は、高等学校生徒の急増対策に關する事項であります。高等学校の施設整備費につきましては、昭和三十七年度及び昭和三十八年度に引き続き、昭和三十九年度においても政府の

策定いたしました計画に基づく昭和三十九年度分の国庫支出金及び地方債を控除した残額九十一億円を、基盤財政需要額に算入することとしたのであります。

以上が地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○森田委員長 以上で本案についての提案理由の説明は終わりました。

なお、本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○森田委員長 この際、金子政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。金子自治政務次官。

○金子政務委員 昨日私の発言の中に、一部言葉の足りない点があつて、各位に誤解を招いた個所があつたように存じますが、私の発言の趣旨は次のとおりでありますので、御承知をお願いいたします。

すなわち、今回の固定資産の評価がえに際し、税率の引き下げを行なえば償却資産については税負担が軽減されることとなり、開放経済のもとにおける産業基盤の安定にも資することとなるのでないかとする意見もありました。

が、固定資産の基本的なあり方についてなお慎重に検討することとし、さしあたり次の評価がえの年度までの間は税率の引き下げ等は行なわないで、土地のみについて税負担の激変緩和の措置を設けることとしたのであつて、特に償却資産に対する税負担を軽減

し、これを育成するような措置を講じたものではないのであります。

以上が私の発言の趣旨であります。何とぞ御了承願ひます。

○華山委員 私、別に質問したわけではなかつたのでありますが、自分でお立ちになって、御発言になったことの訂正のようでありませんが、私一言申し上げたいのでありますが、私が昨日政務次官に対して御答弁を願ひたいと申し上げたことにつきまして、一言のあいさつもなく、局長に答弁させられました。また重ねていまのようなことでございまして、私たちはまじめに本問題に取り組んでおる。あなたはお聞きになつていないんじゃないか。それです。それから、私が政務次官の御答弁を求めた、何のあいさつもなしに局長に答弁させたり、それからいまのようななどでもない間違いのことを言われたり、そういうことだと——私が間違えておれば恐縮でございましてすけれども、ひとつよく話を聞いておいていただきたい。お願いいたします。

○森田委員長 次に、地方税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。安井吉典君。

○安井委員 きょうは、大蔵省あるいは法務省からもおいでをいただいておりますので、大臣お見えですけれども、初めにそちらのほうのお尋ねを進めていきたいと思います。

今度の固定資産評価がえの適用は、もちろん市町村税である固定資産税、それから道府県税である不動産取得税、そのほか市町村税の都市計画税、これら

に当然適用になるわけですが、しかし、さきの固定資産評価制度調査会の答申の中では、現在まで同じ固定資産に対する評価が、国税の場合と地方税の場合でまちまちであるので、その全面的な統一をはかるということもある調査会の答申の重要な柱の一つであるわけですね。そういうふうにも伺つており、今日までその方向で作業が進んできているのではないかと承知しておりますが、国税である相続税や贈与税をお取り扱いになっておられる大蔵省のこの問題についての今日の取り組み、現段階における御事情、それから登録税は法務省に關係があるわけですが、法務省についても同様なこれまでの取り組みや、あるいは現状においての問題点、今後の方針、こういうようなことを順次ひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○鳩山説明員 国税庁といたしまして、この固定資産の評価の問題につきまして、この間、いまままでの経過を若干御説明させていただきましたが、御承知のように、評価制度の調査会の答申がありましたが、相続税あるいは贈与税というものの評価につきまして、私どももこの答申の線はなかなか実行はむずかしいかと思ひますけれども、これができれば、相続税あるいは贈与税の評価が納税者の側から見ても明瞭になる、申告なども、固定資産税の評価とすれば、すぐ相続税の申告もできるということになることが非常に望ましいのであります。

ういった方向にはもちろん努力をすべくであると考えまして、内部的にはそういう統一の評価の統一をはかるための職員も増員をいたしまして、相当な時間

と努力、経費をかけまして、国税側といたしましてできるだけ努力をいたしてまいつたのでございます。約一兩年の間、市町村のほうの評価作業と常時密接に連絡をとりながら、統一的な評価ができるようにという作業を進めてまいつたのでございます。当初想定されました三十九年から統一評価をやるというスケジュールがございまして、それで、それに合わせてまいつたのであります。ところが、やはり内容が非常にむずかしい問題がございまして、両方極力努力をして歩み寄つてまいりましたが、結果において相当の面で大田市町村当局との評価の意見の一致を見ることのできたのでございまして。ただ若干時間的な余裕等も足りませんので、最近非常に地価が動いておる領域、たとえば一部の新しく発展をしてみたい住宅地のようなどころにおきましては、この評価の統一ということがなかなか時間がかかりまして、その結果、現状ではまだ完全な一致というところまでいっていないという面が若干あるものでございまして。そういったために、私ども内部としては、兩者、評価の水準としては非常に近くなつてまいつたのでありますけれども、ただ地域的にはまだ若干の開きもあるような結果になっておりまして、全面的に固定資産税の評価自体をとつて相続税の評価に使つてまいらるということには、やまだそこまですていない面がございまして、さしあたり三十九年度の国税側の評価といたしましては、従来どおりのことを方法としてはやつてまいりました。ただ実体的に評価の水準が非常に近づいてまいつたということは、たいへんな成功だつたと思ひます。中身の

実体の問題と形式の問題と二つあると思うのであります。実体的には市町村の評価を尊重してまいらるということができると思ひますが、形式としては、従来やつておりました形で三十九年度はやつてまいりたいと思ひます。今後われわれのほうの系統上の理想としては、固定資産税の評価額を、そのまま納税者が申告すればいいというふうにしたいというのが私どもの強い希望でございまして。ただ現状では、やはり地域によつては、固定資産税の評価に對して、従来のやり方で国税がやつてまいりましたものと若干調整的な検討を加えなければならぬまい、それによつて従来やつてまいつた評価との間のつなぎ的な措置を三十九年度はとらなければならぬかと思ひます。そういったところで、すでに三十九年度の評価に入つておりますので、本年度としては、そういう形式的には従来どおりの形で、固定資産税の評価だけですが、それと処理するということまでには至つておらないという状況でございまして。

○香川説明員 それでは法務省の所管の登録税の關係につきましてお答え申し上げます。

登録税の課税標準額額の認定につきましても、相続税あるいは固定資産税との均衡をはかるという方向で従来から検討してまいつておるのであります。が、将来の方向として、今回の固定資産税の評価がえの關係から、固定資産の評価額をできるだけ一致させて登録税の課税標準額とするというところで努力したいと考えておるのでございまして、登録税だけの問題ではないかと思ひますが、最も問題

になりますのは、税負担の均衡をはからなければならぬという問題があるわけでありませう。登記所は御存じのとおり数カ町村を管轄いたしておりまして、その登記所における登録税の徴収の公平、負担の均衡をはかるということになりますと、どうしても固定資産税の評価額をそれ自身が均衡のとれたものでなければならぬというところは申すまでもないわけでございます。従来、その面でのいろいろございまして、あったのでございまして、幸い今回の評価がえによりまして、相当程度この不均衡が是正されてまいりまして、原則的には固定資産税の評価額を基礎としまして登録税を徴収するという可能性が出てまいったと思うのであります。ただ登録税は、登記申請のつど徴収しなければならぬ。その時点における評価額ということが基本でございまして、固定資産税の評価額そのものを、据え置き期間中そのまゝの形で採用するという点には若干問題があるわけでありませう。また登記申請のつど固定資産税の評価額をいかにして即時に把握するかという技術的な問題もございまして、その点の技術的な検討を重ねまして、できるだけ評価の統一をはかるという趣旨で登録税の徴収事務を取り扱いたい、かように考えておるわけでございます。

○安井委員 大蔵省並びに法務省からの御答弁によりまして、大体自治省がおりになっておる評価がえを使うことができると考へるが、しかしそういう原則にもかかわらず、相当部分につきましては、それをそのまま使えないものがある、こういうふうな御答弁のようでありませうが、そのうち特に大蔵省のほうのお考えをいたしますと、地域的には若干の開きがあるというところ、そういうようなこともあって、三十九年とはかくとして、四十年から先はどうなるかわからないというふうなお話のようでありませう。

そこで、各土地と家屋と、それらの種目のうちで——土地にもいろいろあるわけですね。自治省側とどういふふうな点において折り合いがなかなかつかないでいるのか、その点をまずお聞かせ願いたいことと、さらにまた地域的にはなかなか話が合わないという地域はどのくらいか、それをまず大蔵省の側からお聞かせ願いたいと思ひます。

○鳩山説明員 ただいまの御質問でございますが、全国の市町村の数が非常に多いので、全国的な御質問でございませうが、私どもも具体的にどことどことをいふことはちょっと申し上げかねますが、大体の感じとして申し上げますと、大体問題がありまして、農地の関係があるかと思ひます。農地につきましては、ほとんど意見の一致を見えております。山林等もほとんど見解の相違はないかと思ひます。大体大都市の宅地の関係につきましては、これは評価のつかみ方が実際にいかにあるまいか。また最近の値上がり傾向も非常に激しいものがその方面にありませう。この評価につきまして詰めて時間的な余裕が足りませんで、その辺が私どもとしてはまだ自信のない部分になっております。将来のことはわからないということではなしに、私どもは先ほども申し上げましたように、固定資産税の評価を相統税にそのまま使つてまいることが、申告納税のたてまえから非常に必要なことだ

というふうに積極的に考へておりますので、その点はどうなるかわからぬというところでなしに、将来はぜひそういった簡単な手続で済むようなことにしてまいりたい。今後その検討を続けまして互いに統一をはかる、なるべく近い機会に統一ができれば、なるべくともして十分勉強いたしまして、そういうことを実現いたしたいと思つております。

○安井委員 農地については売買実例価額方式で一応価額をきめた上、それに五五%の限界修正率をかけて評価を決定するという自治省の考へ方ですが、その修正率を乗じたもので話し合ひがつかない、大体そこが、そういうことですか。

○鳩山説明員 五五%という数字は、私ども従来そういふたはつきりした方式とまでは言えないのでありますけれども、結果においておしやるようなことと合つておるわけでありませう。

○安井委員 法務省のほうのお考えも先ほど伺つたわけでありませうが、同様、原則的にはできるだけ一致させたい方向ではあるが、場合によってはそれをそのまま採用しかねる場合がある、こういうふうなお話があったわけですね。大蔵省のほうは地域的にも、特に宅地については大都市なんかでは話が合わないものがある、こういうことでありませうが、その点、法務省のほうも大蔵省と同意見なんですか、それともだいたい考へ方の基礎が違ふのですか。

○香川説明員 先ほど申し上げました均衡をはかるという意味におきまして、私どもの考へでは、大体全国的に今回の評価方式によりまして均衡がとれるように思われるのであります。

具体的に出てまいりました若干の事例は、必ずしも均衡がとれていないんじゃないかというふうに思われます面もあるわけでありませう。そのおもな例は、まあ評価の方式そのものを当てはめた場合に、そういう結論が出るのはやむを得ないということなのか、あるいはほかの事情があるのか、そこはまたつまびらかにいたしておりませうけれども、やはり国税庁の考へと同じような意味での若干の差があるように考へております。

○安井委員 それで大蔵省にも、法務省にも、いままでおやりになっておりました評価の基準と、自治省が今度行なつており、原則的に両省ともに了承を与えておるものとは、値開きは、上がるのか下がるのか、あるいは大体横ばいなのか、各資産ごとに一応その傾向だけをお聞かせいただきたいと思ひます。

○鳩山説明員 国税側の相統税の評価と固定資産税の評価、これは場所々々によりまして若干上下が残るかと思ひますが、大蔵省の傾向として、やはり従来相統税のほうは毎年評価を見直して、逐年そういふた評価がえをしてまいりましたので、比較的相統税のほう、総体としては少し高い数字にまだあるのではないかと、ただ、場所によつては固定資産税の評価のほうが、国税より上回つておるといふところも出ておるのでございませうが、総体的にはやはり国税のほう若干高目なところが残つていて、ところが多いのじゃないかという感じがいたします。

○香川説明員 登録税の面から見ますと、やはり従来は登録税の課税評価額のほうが相当上回つておつたように思

います。今回の評価がえで大体近いところになるんじゃないかというふうに考へております。

○佐野委員 ただいまの安井委員の質問に関連して、自治省にお聞きしておきたいと思ひます。大蔵省と法務省にもお願ひいたします。というのは、四十三国会に建設省が土地鑑定士法の法案を提案して、四十三国会で通過いたしておるわけでありませうが、そのときの審議の中で、やはりいろいろ土地評価の問題に対して論議が行なわれておつたと思ひますが、その中で、土地鑑定士法による今後の運営として公示制度までもつていきたい、これは建設省の意向だつたと思ひます。しかしながらいろいろ当面の問題がありまして、公共用地の取得あるいは土地取引その他に限界を置くということに法の案はなつておつたと思ひます。そのとき、その質の質の中で、将来大蔵省あるいは法務省の、いま安井委員が指摘いたしました贈与税並びに登録税、この件についてやはり建設省の土地鑑定士制度の評価を尊重して、それを基準としていきたい、このようにいつておるだらうと思ひますが、そのことと、いま固定資産税評価がえによる作業が行なわれておるわけですが、これに対して大蔵省並びに法務省との間に意見の一致が見られたのか。土地評価というものはそれほど困難な問題だと思ひます。しかしながら、ここでお尋ねしておきたいのは、建設委員会の審議の過程において、土地鑑定士制度を活用していきたい、その中で土地評価の基準を設けていきたい、このように主張しておられたのと、いま自治省がやつておる固定資産税の評価

が非常に矛盾を持っている。また正確な土地評価というものは困難である。だからいま大蔵省並びに法務省としても逡巡しておられるわけだと思ふのでありますが、将来はどちらの方向を尊重していく考えなのか、建設省の土地鑑定士制度による評価並びに自治省の固定資産税の評価が、こちらについて、一体各省どういう考え方を持っておられるか、この点をひとつ確かめておきたいと思ふ。

○宇佐美説明員 お答え申し上げます。現在の段階では、尊重するという意味は、できるだけこれを参考にいたしまして、税を課税する立場からいまして、最も妥当な評価に到達する、やはり税は税の観点というのをごいいますから、やはりその観点で進まざるを得ないのではないかと、こういうぐあいに考えております。

○香川説明員 登録税につきましては、やはり自治省のおやりになっております固定資産税の評価基準を基本的に尊重してまいりたい、ただ具体的に年度途中におきまして問題になりました場合に、鑑定士の制度を活用すると申しますか、そういうことはもちろんあり得るかと思ひますが、基本的には固定資産税の評価額を基礎にしたい、かように考えております。

○佐野委員 関連でありますので、大臣に承っておきたいのですが、閣議において、土地鑑定士制度による土地評価、いま自治省のやっておる評価がえ作業、この二つの、背反した傾向をたどっておると思ひますが、この統一に對して、一体どういふ努力をやっておられるか、この点を伺いたい。

○早川國務大臣 まだそういうものが議題になっておりませんし、向こうの土地鑑定の方法についても、まだ最終的にきまつておりませんので、今後の問題であらうかと思ひます。

て、公に固定資産の評価というものをいたしたわけでありまして、矛盾はないと思ひます。

○安井委員 大臣もお見えでまだと質問者もおられますので、法務省、大蔵省に對する質疑は終わりたいと思ひますけれども、調査会の答申は全国の市町村ごとの評価のバランスをはかること、それから各土地、家屋、償却資産全体の評価のバランスをはかること、それからもう一つの問題は国税、地方税を通じて一つの同じ資産に對してばらばらではおかしいではないか、そういうようなこの三つの原則が立てられていたと思ひます。ですからその原則が守られる方向でなければ、もうこの評価がえという問題自体——われわれはその評価がえ自体にずいぶん問題があるというところで、この間うかがつて議論をしていのですけれども、やはりその原則の問題がどう扱われるかということに非常に大きな関心を持てているわけではすからその点、全体的な筋が通る方向で善処願いたいと思ひます。きょうのところはそれだけで一応おいでいただきまして両省の方への質問を終わりたいと思ひます。

それで、大臣にお尋ねをしたいのですが、端的に申し上げて、今度の評価がえの問題は、私どもはこの評価そのものの持つところの矛盾点を、今日までのいろいろな角度からあげてまいっているわけでありまして、特に、農地は大體二倍近く上がる、全国平均で上がるところは三倍も上がるというふうなところが出てくる、あるいはそれ以上上がることも出てくるのかもしれません。特に宅地等は従来の評価

から三倍くらい上がるところから四倍、六倍、全国平均は六倍半以上のようです、基盤都市でも十一倍上がるような大幅な値上がり、単にそれは大幅だけじゃなしに非常に大きなアンバランスな上がり方、こういうような評価が行なわれた場合に、一体税金はどうなるのだらう、こういうことについて國民はみんな心配をされているわけ、だから全国的な大きな反対運動が起きていられるわけ。それにこたえる案で、一応米廻りあたり出てくるのだからと思うのですけれども、その法律案の中で、農地については、現在の税額を上げない措置を講ずる、農地以外の土地については二割増しを限度として課税をする、こういうような方針を立てるようです。しかしそれはあくまでも暫定的な三年間の措置でしかないわけ。ですから三年をこえたあとには、そのようなお考え方からすれば、税率は同一になつていられるのですから、もう一躍宅地はひどいところでは十倍をこえるような大幅な値上がりになる。そういうようなことに対する不安というものが非常に高いと思ふわけ。三年間のその措置についての問題は、その法案が出たときに私どもは十分議論をしたいと思ひます。しかしその後、三年をこえたあとの不安を、一体どう國民に對しておこたえになるのか、まずそれからひとつ伺ておきたいと思ひます。

○早川國務大臣 安井委員も、現在の固定資産の評価が、現実に即しているとはお考えにならないだらうと思ふのです。事実土地の値上がりその他は、もう常識上当然のこととて思ひます。

したがって問題は、これに伴つて税負担が増加するのではないかと御心配でありまして、私は、固定資産の評価と、どれだけ税をとるかということとは別個に考えておられまして、現実に即した評価をするから直ちに三倍、五倍という固定資産税を課するということでは、政治の面で妥協ではないかと考えております。したがって、農地については現状どおり、それ以外の土地、山林につきましては最高二割を限度に抑えたわけでありまして。

三年後どうするかという問題でございますが、税制調査会に根本的に税率をどうするか、その他固定資産税のあり方を御検討願つておるわけでありまして、いづれ結論が出ましたならば、それをもとに三年後のことは考えていきたい、かように考えておる次第であります。

○安井委員 そういふおっしゃり方から私は國民が不安なのだと思うのです。これから三年後でなければ、三年先のことはわからないぞ、そんな先のことを、来年のことを言えるか、それは税制調査会で相談するのだ、そういうようなことですか、いまの評価がえそのものに對して、三年間は何か反対運動も強いし一応押えておく、しかし三年後はそれをクッションにして、高いところにはばんと上がるのじゃないかというような心配をみな持ておる。だからいまの評価がえを、この段階で定めるのはおかしいじゃないかというふうな意見が強まっているわけ

そこで、いまバランスの問題をおっしゃつたわけですが、それじゃいまの

大臣のお話では、新しい評価ではバ
ランスは十分とれている、各土地、家
屋、償却資産ごとにバランスは十分と
れている、それから地域ごとのバラン
スも十分とれている、古い評価ではそ
ういふものが十分バランスがとれてい
ない、こういうふうな二つの認識で
はつきりおっしゃっていただけるわけ
ですか、それではよろしいですか。

○早川國務大臣 人間のやることで
から、完全にバランスがとれていると
いうことはできませんが、少なくとも
従来よりはバランスがとれているとい
うことは、はつきり申し上げられるこ
とだと思えます。

○安井委員 そうすれば、結局土地に
ついては、六倍にも上がったり十倍に
も上がったという形に新評価がなる
とすれば、そういう上がった形でバラン
スがとれている、そういうことですね。

○早川國務大臣 この土地その他の値
上りや、従来の固定資産評価の基準
では見込めなかったわけですね。今度
の新しい評価方法によりますとその値上
がりを見込めるわけでありまして、評
価それ自身をとりますと、現在の実情
に非常に沿ったバランスのとれた評価
である、かく考えざるを得ないので
あって、どれだけ今度税金をとるか、
これはまた別個の問題であります。

○安井委員 そういたしますと、現在
まで課税されている税金ですね、固定
資産税の現在の税負担は、不均衡だと
お考えなのですか。これは全国的にと
いうか現在行なわれているものはきわ
めて税の負担が不均衡だというように
お考えになっておられるわけですね。

○早川國務大臣 評価が不均衡である
と考えておられるので、税というの
は

と高い立場から考えなければならな
いのであって、私の故郷の田辺の土地に
ついていまだにばらばらに時価より安い。
私、身にしみて評価がアンバランスだ
と大臣になる前に感じたほどでありま
すから、当然現状の評価より、この
新しい評価のほうが実情に即している
ということは言えると思えます。しか
し同時にそれは、即税の負担の不均衡
云々という問題とは別個にわれわれは
考えておられるわけでありまして。

○安井委員 私は率直に言って、地方
税法という法律の中には、市町村長の
評価した額に――それは自治大臣が全
国的な基準に準じて平均価格で地なら
しをされたりにしているわけですね。そ
れからその地ならしの方法、宅地はこ
ういふふうな形、それから農地はこれ
だ、家屋はこれだ、そういうふうにな
れているわけですね。その評価に一定の
税率をかける。標準率百分の一・四、
制限百分の二・一、一定の税率をかけ
て税金がはじかれると思っているわけ
です。だから税率が一定で評価が非常
にアンバランスだとすれば、いま行な
われている税金というものは、きわめ
て不均衡なものであるものではないで
すか。たとえ宅地の所有者には非常に
税金を安くし過ぎていたわけじゃない
ですか。いまの負担そのものは、開
進した負担をやっている。こういうこ
とになるのじゃないですか。

○早川國務大臣 税率をどうするか、
いろいろ大きな大きい評価の激増に対
しんじやく規定を設けるか、いろいろ
時の政治情勢によって決まるわけであ
りまして、これは税制調査会に御審議
を願っておるわけでありまして。現在
それを待つて処置したい。いずれに

いたしましても、三年後を考えま
しめて、固定資産税を非常に増税するとい
うような政治はよくないと思えます。
だから、今回も暫定的に土地はそれま
ま、農地はそのまま、山林その他は二
割で押えたものと、私は現在の政治、社
会情勢を見て、妥当な措置であると思
えております。

○安井委員 そんなことを私は聞いて
おるわけじゃないですよ。問題をばぐ
らかさないでいただきたいのです。
大臣はいま、農地はいまよりも二倍
上げたほうがバランスがとれるのだ、
宅地は六倍も七倍もあるいは十倍上げ
ることも出てくる、そのほうが評価
のバランスがとれるのだと言われる。
だとすれば税率は一定なんですから、
いまあらわしておる、今日まで大臣の
御指導によって全国の市町村が取っ
ていた税金というものは、きわめて不
合理なものだった、不均衡なものだ
った、そういうことになるのじゃない
ですか。その点を私は伺っておるわけ
です。

○早川國務大臣 だから今度は改める
わけでありまして。

○安井委員 ということは、いままで
のやつが不均衡だとすれば、税の負担
も不均衡であったというのを、いま
是認されたわけですね。税負担が不均
衡であるにもかかわらず――私はいま
一応の筋論を言っておるわけですが、
不均衡なものだとすれば、今度暫定的
な措置で、国民の税負担のきわめて不
均衡なものを、三年間また農地は据
え置く。それから宅地は六倍も七倍も
上げやつを二割でとどめておる。いま
までいく。そうすると、三年間は税

負担の不均衡をそのままは認しながら
いく。そういう意味ですか。

○早川國務大臣 税が不均衡と言っ
たのじゃなくて、評価が不均衡であ
ったということははつきりしておるわけ
です。そのままだと、安井委員のよう
に税率はそのままにして、ほかのしん
じやく規定を税法の改正の場合に何
ら考えないという窮屈な考えではそ
うでありまして、たといば農民の場
合には長く自作をやる人もありまし
ょうし、それを売ってうんともうけ
ようという人もありますし、そ
ういったいろいろな要素を考えなが
ら、税制調査会で、りっぱな妥協な
固定資産税の改正の結論を出してい
ただくように期待をいたしておるもの
でございまして、その結果を待ちま
して、政府としては、三年後のこと
から、われわれとしては妥協な急激な
変化を与えないような結論が出るこ
とを期待いたしておるわけでありま
す。

○安井委員 私が申し上げておるの
は、評価だけはいかにしろえろの
だ、しかしあとで――私は筋論とし
て申し上げれば、評価はしっかりでき
るのだと、税率や課税標準で適当に
するのだということになったら、適当
な税金をかけるのだということになれ
ば、一体評価は何のためにやるのか
ということなんです。評価でバラン
スをとるといふ意味がないじゃないで
すか。かといって評価は六倍にして、
これでは正しいのだ、しかし、税金を
かけるときは六分の一の税率にする
のだ、宅地のほうは評価が上がるの
だ、いまだと同じ税率でかけるのだ、
そんな法なんてあります。だから六
倍に上げなさいという意味で私は言
っている

のじゃないですよ。評価が正しいとい
う前提をまずお立てになつていて、し
かし税率は別なんだということにな
れば、われわれが国会で税法なんか論
議しても意味がないじゃないですか。
だから私が申し上げたいのは、いまの
評価そのものが正しいという前提に、
どこか誤りがないかということ。そ
うしてまた評価と税率というものを
別々に考えるということ自体に大き
な誤りがあると思ふのです。だからこ
ういふような大きな問題が出てくる
んじゃないかと私は思っています。

○早川國務大臣 たとえば、全然税率
をゼネラルにする場合にも、今の税率
よりも三分の一に下げれば、農地が二
倍になつても、農地の固定資産税は減
税になるじゃないやしませんか。です
から、そういうことも考えて、全体とし
て激増するような結論が三年後の本
格的なあれにも出ると思ひませんし、
同時に、安井委員が言われるように一
定しても、そういう方法がある。それ
から一定しなければならぬという規定
のないわけですね、税法では、御承知
のとおりいろいろしんじやく規定があ
ります。これは国税にも地方税にもあ
るわけですから、そこはひとつ弾力的
にお考えになつていただきたいと思
います。

ただ評価そのものをとりますれば、
現状よりもより常識的なものに近づ
いておるといふことはお認め願わな
ければならないのじゃないか、こう申
上げておるわけでありまして。

○安井委員 いまここに、私がこの
間要求していろいろいただいた資料が
あるわけですね。これがいま一般に知
れたら、ずいぶん大きな反響が出てく
るんじゃないですか。

○早川國務大臣 評価が正しいとい
う前提をまずお立てになつていて、し
かし税率は別なんだということにな
れば、われわれが国会で税法なんか論
議しても意味がないじゃないですか。
だから私が申し上げたいのは、いまの
評価そのものが正しいという前提に、
どこか誤りがないかということ。そ
うしてまた評価と税率というものを
別々に考えるということ自体に大き
な誤りがあると思ふのです。だからこ
ういふような大きな問題が出てくる
んじゃないかと私は思っています。

○早川國務大臣 たとえば、全然税率
をゼネラルにする場合にも、今の税率
よりも三分の一に下げれば、農地が二
倍になつても、農地の固定資産税は減
税になるじゃないやしませんか。です
から、そういうことも考えて、全体とし
て激増するような結論が三年後の本
格的なあれにも出ると思ひませんし、
同時に、安井委員が言われるように一
定しても、そういう方法がある。それ
から一定しなければならぬという規定
のないわけですね、税法では、御承知
のとおりいろいろしんじやく規定があ
ります。これは国税にも地方税にもあ
るわけですから、そこはひとつ弾力的
にお考えになつていただきたいと思
います。

ただ評価そのものをとりますれば、
現状よりもより常識的なものに近づ
いておるといふことはお認め願わな
ければならないのじゃないか、こう申
上げておるわけでありまして。

○安井委員 いまここに、私がこの
間要求していろいろいただいた資料が
あるわけですね。これがいま一般に知
れたら、ずいぶん大きな反響が出てく
るんじゃないですか。

ると私は思うのです。そういう問題をひとつお考えいただきたいわけですが、そこでいまあらわれておりますその評価を、変動が大きいものから、調整の方法がすぐに発見できないものから、三年間の余裕を置いて、三年後までに考えよう、自治省の態度はそういうことですね。だから三年間だけは暫定的な措置をしていこう、三年間のうちに考えるのだというふうに言われているわけでありまして、いま私どもが見ているその評価のあり方は、たとえば宅地についても農地についても、一般的な論議として言えますことは、上下の幅が非常に大きいということですね。だからたとえば問題を抽象して申し上げれば、A市は現在よりも評価額は三倍くらい上がっておりまして、B市は二倍くらい上がっており。それからC市は現在とほとんど変わりません。三倍、二倍、それからいまだ同じレベル、そういうような姿であらわれているようでありまして。その場合に、全国平均は大体B市と同じ二倍くらい上がっている、こういう形になるわけでありまして、そうならば全体の調整のために税率を二分の一にすれば、なるほど全国の固定資産税のあらはれはより上がらないことになりまして、B市は二倍になっても、税率が二分の一になれば、それで税金は上がりません。しかしA市の場合にはいままでは安かったのかどうかはしませんが、評価額が三倍になっても、税率を二分の一にかけても、税金は一・五倍になります。三倍を半分にするわけですから一・五倍になって、つまりA市の場合には税金はやはり五割上がるわけですね。それからもう一つの問題は

C市の問題であります。Cの町は評価はいまと同じだ。税率が法律で二分の一にきめられれば、Cに住んでいる人の全体の税金は五割下がります。これはなるほどいいでしょう。下がるなら文句を言うわけはありませんけれども、C市の財政の上には、固定資産税が半分になるといふことはたいへんなことですね。こういう町は主として農村に多いかもしれませんけれども、ただし書きの採用で住民税はがったり落ちる、固定資産税も半分は落ちる。いままでいただいておりました資料からは、そういう事態が起きるような要素を持っていて、新評価が生まれそうな気配があるわけですね。まだ決定をされたわけではない。だからそういうような問題があるから、いますぐにそれに對する課税標準の調整措置をお出しにすることができなければ、三年延ばしてもらえなければいけません。そうだとすれば、むしろいま評価そのものを確定する必要はないんじゃないか。三年間は新評価はほとんど使わないのですよ。農地についても現状維持でしょう。来週です、再来週です。出てくる法律に、税金はいまと変わらないというのとですから、税率は同じで税金が変わらないというところは、旧評価に旧税率をかける。それから農地以外の土地については二割増しで押えるということ。は、旧評価の二割増しにすれば、この税金の算定期間の三年間が出てきます。家はと償却資産は現行の旧評価と新評価とあまり変わりはないというところ、これも旧評価で出ます。そういたしますと、今度一月一日付で新評価そのものが決定はするけれども、三年間これはたな上げになるわけですね。

ね。お使いにならなくてもいいわけですね。そうだとすれば、いまおきめにならないで三年目までに新評価をおきめになればいいわけですね。いまきめておいて、これからあとで三年間でやり方をきめるのだというところは、とんち教室みたいなもので、固定資産税とかけて何と解く、税金六倍、その心はというふうな、これから税制調査会で税率をどうするかというところからせよというわけですね。ですから私はいまあわててそういう問題があるままに、ここで評価を決定する必要はないと思うのです。もう少しゆっくり——全国のやつをまだ自治庁はつかんでおられないわけですから、具体的なものがまだできていないんじゃないでしょうか。三月半の報告が一ぱいあることを、この間いただいた資料で拝見しています。だからそうあわてて、一月月延ばすぐらいじゃないに、一年なり二年なり延ばすような案の中から、もっと先行きの見通しを持った形をお出しになるほうが、先ほどから政治的配慮、政治的配慮と言われますけれども、私はそのほうが政治的配慮らしいと思うのです。が、いかがですか。

○早川国務大臣 われわれは、新評価によって固定資産の評価がえを行なう意義はあると見ておられるわけでありまして、まず、従来の方法では、市町村間のアンバランスが全然是正されないというところ、それから土地と償却資産、農地間のアンバランスも是正されない、この評価を実施することによって、少なくとも評価が、より権衡のとれたものであるというところの結果を得ること自体、非常に価値あることだと思ひます。同時に私は、すべて漸進主義の考えを持っておりまして、二割の幅というものの不均衡が是正されるということ自体も、非常に大きいことだと思ひます。四倍とか五倍とかの大きい変革ということとは、必ずしもいいことではない。ですからそういう意味からこの評価の意義がなという御意見には賛同しかねるわけでございます。

○安井委員 私は、評価そのものは無意味だというわけではないのです。現行からもドラスティックな改革案、これはやはり問題があると思う。それは二割くらいならいいですよ。いままで十万円くらい宅地の税金を払っている人は、二割上げれば十二万円というわけですね。しかし六割上げれば、これは六十万払わなければいけません。これはその差というものは大きなものです。だから、そういうふうな形で問題をなまめままでお出しになるというふうなことも、私は問題があるのではないかと。自治省は、評価の結果はまだわかっていないと思うのです。わかっていないような段階では、全国はどうなるか知らぬけれども、一応出てきたやつを決定するのだ、そういうふうな案ではいけないと思うのです。やはり一年くらい余裕を置いたほうがいいですよ。私は、ただ単に党利党略でものを申し上げているのではなく、ほんとうに、全体的にバランスのとれた案を出すには、やはりそのほうがいいのではないかと思ひます。だからこれは、たとえば農民もずいぶん心配をして、反対運動を起しているし、それから最近私どものほうにも年度やるようになさっております。こ

か何かからもきております。やはり私は、財界のほうの意見と全く同一ではありませんけれども、大きな工場なんかで、特に敷地を非常に持っているところの場合は、まあ三年間は二割増しくらいいいならそれは承知した。——二割増しというのも、これも大きな問題ですから、それはまたそれであとで論じますけれども、しかし評価そのものが土地台帳の上に、六倍に上がる形ではと書かれてしまふのです。それはもう動かしがたいようなものになつてしまふ。しかし、それは実際お使いになるのは、三年後にしかお使にならない。いま二割増しでしかおとりにならないから、三年間はそんなものはたな上げですよ。三年後に使うやつをいまはもと上げて、今度固定資産税の評価台帳を縦覧させてごらん下さい。これは全国的な大きな反響が起きてくると思うのです。どうでしょうね、やはりもう少し、一年くらい延ばす中で全体的な情勢をしっかりと調べてから評価がえを確定される、こういう措置のほうが、私は全体的にスムーズに問題を持っていく道に通ずるのではないかと、そう思うわけですが、いかがですか。

○早川国務大臣 先ほど申し上げましたように、今回の固定資産税の再評価の意義を、私は十分認識をいたしておるわけでございます。同時に、固定資産税の、農地につきましてもは据え置き、それ以外のものは二割までの限度で認めておられること自体も、一歩前進を示しておられるわけでありまして、法律でも固定資産税の再評価をはっきり三十九年度やるようになさっております。こ

れをさらに延ばす意思はございません。

○安井委員 私どもも、それを延ばすことにする改正法案をいま準備をしつつあるわけでありますが、それはおやりになるというお気持ちさえあれば、法律でやろうと思えばできないわけはないわけですね。この問題はもういまきまったわけではないのですから、またさらに議論をあとに残してまいりたいと思います。

そこで法案の点で税務局長、三月三十一日までには作業を終了しない市町村のある場合は、どういうことになりま

○細郷政府委員 先般差し上げました資料にもございますように、土地につきましても、もう大部分のところは完了いたしました。家屋につきましても、おそろくとも三月中旬には、全国的に完了するという見込みでございますので、四月一日には間に合うと考えております。

○安井委員 大臣のお帰りになる時間があるし、それからまたあと質問したい人もございまして、私これで一応打ち切りたいと思っておりますけれども、やはり三年間の暫定期間の措置だけを強調されておるが、これだけではいつまでもたつて私は納得しないと思うのです。そういうような基本的な問題については、何ら満足できるような御回答がないわけでは。税制調査会にまかせつきり、逃げつきり、一体どうするんだというふうなあれは全くないわけ、きわめて遺憾だと思っております。さらに、次の段階の、本法の改正法案も出ますから、そういうような段階で議論をいたしたいと思っております。きょう

のところは一応終わりました、次の方に譲ります。

○森田委員長 華山親義君。
○華山委員 昨日、政務次官にお尋ねしたのでありますが、私にはお答えがございませんでした。大臣がお見えになりましたので、お尋ねしたいと思

一カ月とか二カ月前に政府の方針、そういうものが決定をしているものならば、この法律を出す必要はなかったのではないかと。それで、私は法律というものは行政府というものを拘束するものであって、こういうふうな厳然としてできているところの法律に基づいて自治省が仕事を進めるべきではないか、あるいは政治的な配慮をな

ったか、あるいは政治的な配慮をなすべきではなかったか。それがおくれたために、このような法律を出さなければならぬというものは、一カ月の納付がおくれたために、私の胸算用では、市町村は二億円以上の実害をこうむっている。大臣は、大臣である前に、国会議員なんです。法律というものをよく守って、法律に合うように政治的の意見をまとめるなり、行政の手続をするなりすべきじゃないか。もうこの問題は突発的なことではござい

ません。二年も三年も前からわかって信条なり、あるいは政治上の意見をまとめるなりすべきだと思うのです。こういうふうにおくらせる何らの理由も私にはわからない。そういうふうなことで、この法だけ新しく出てきたのでござい

ございますが、先賢としてお聞かせ願いたいのでございます。そういうふうな法律を軽視するようなやり方ではよろしいものでございませうか。これは

社会党であるとか自民党であるとかの問題ではございせん。国会議員の態度であります。根本的なものの考え方だと思ふ。ひとつ、大臣の所見をお願

いたしたいのでございしますが、私は、この法案の説明につきましても、やむを得ずこういふふうになったので御了承願いたいということが、一言でも出るのかと思つたら、何にもおっしゃらない。あたかも当然のことであ

って、円滑にとおっしゃるけれども、二カ月前か三カ月前にきちんとしておれば、本法どおりにやって円滑にできるはずのものだと思ふのです。そういうことで行政府と立法府との関係はいいものであるかどうか、御所見を承りたい。

○早川国務大臣 必ずしも事務がおくれたというだけではなく、やはり負担調整のための立法を別途やらなければなりません。そういう関係から、一カ月おくらすということになったわけでありまして、それによって二億近い国費が減るということは、まことに遺憾でござい

ますけれども、この大きい問題の事務を円滑化するためにやむを得ないことだと考えまして、御審議を願つておるわけでありまして。
○華山委員 事務当局にお伺いたしますが、二、三カ月前にすっかり準備ができておる、それでもやはりこういう法律を出さなければいけなかったのですか。

○細郷政府委員 新評価の事務は、一昨年からすでに始まっておりますわけでございます。ただ、何ぶんにも全市町村、全土地、家屋に及んでおりますので、市町村によりましては、そのテンポが必ずしも一致をしていないところ

もございします。ただ今回、こういうふうに一統的に台帳縦覧時期を一カ月延ばすということは、必ずしもその事務の問題ばかりでなく、新価格によって

どういう負担調整の方法が行なわれるかというのを納税者も承知の上で、その段階において台帳を見てもらうのが、課税事務におきましても無用の混乱を避けることができるであらう、

こういふようなこともございまして、統一的一に一カ月延ばすことをお願いいたしておるのであります。
○華山委員 大臣はお忙しくて、速記録等もお読みにならないかと思ひますから、私の所見を申し上げておきま

す。
昨日、私は申し上げたのでございすけれども、償却資産については償却主義をとっており、農地については時価主義をとっており、このことにつきましまして、事務当局の意見は私とは一致いたしておりません。しかし、私は独断的なことを言つておるものではござい

ません。万が一その方に御迷惑をかけるといういけませんから、私は極力控えたのでございすけれども、十二月に発行されました自治省の役人の書かれた新しい本にも、りっぱな内容の本でござい

ますが、償却資産については償却主義であるというふう書いておられる。それで、これはだれでも経済的なあるいは経営的な知識を持つ者であるならば、償却主義が税法上有利である、時価主義が不利であるという

がございしましたならば御答弁を願いたいでございすけれども、大きな問題だと思ひますので、格別、御答弁も

要りませんが、申し上げておきます。
○早川国務大臣 償却資産の評価方法は、原則として取得価額を基準としたしております。また新しい償却資産の取得の場合には、その新しいときの時価をもとに取得価額としておるわけ

でありまして、その後の耐用年数によって減価していくという方法をとっておりわけでありまして。これは法人税においても同じことでありまして、われわれはその方法によって評価をいたしたわけであり

○華山委員 それはわかつていてお聞きしてゐるのです。時間も参りましたから、もうよろしくございす。
○森田委員長 秋山徳雄君。
○秋山委員 私はきょうは簡単に尋ねておきたいと思ひます。

昨日、華山委員の御質問に對しまして税務局長が、それは第何条か覚えておりませんが、縦覧期間の問題でございまして、きょうけれども、それがただし書きにおいて災害その他特別の事情という

ことが書いてあるはずで、これについて何か答弁の中では非常に簡単に扱われて、もしも提案されておる法律が一カ月延ばすことにおいて、これが延ばされなかったという場合にどうなるかというこの質問に對して、各市町村がまちまちになつてしまつたのではうまいという御答弁であつたわけ

のできるのだと受け取れるような答弁をしておるのでありますが、私はそういうことでなくて、民主主義の原則にのっとって、住民の縦覧を経て、初めてこれがほんとうのものになっていくのだというところに立っての条文ではないかと思うのでありますけれども、私はたまたまいままでは法律をつくる方面におりませんのでよくわかりませんが、いままも華山委員から御質問がありましたように、衆議院議員の先達たる大臣に、先輩として御答弁いただければ幸いです。私はそういうふうな理解するわけでございまして、法律を上回って行政指導の面では、私がどうにかなるものだと、いうことは、私はけしからぬことだと思ひますが、そういう点について御答弁いただきたいと思ひます。

○早川国務大臣 われわれは、あくまでも立法府の議員である。私も長年代議士をやっておりますから、行政が立法に優先するということとはあり得ないことであつて、またあつてはいいないのであります。さればこそ法律を出しまして、一カ月間縦覧期間を延長するということで御審議願つておるわけでありまして。あなたと全くそういう点では同じ気持ちでおる次第でございます。

○秋山委員 大臣がお帰りになるので、来週にいたします。

○森田委員長 門司亮君。

○門司委員 ごく簡単に大臣に聞きたいことが一つあるのですが、それよりも事務当局に一応聞いておきたいと思ひますことは、いままでいろいろ議論されておりますが、基本的な問題につ

いての考え方をただしたいと思ひます。

この税金の沿革は、日本の税制度の沿革とからみ合わせて考えてみると、どう考えても、工業の非常に発展しておらなかつた時代における土地、家屋に対する税制というものは、当時の税財源として非常に重要視されてきた。しかし最近、国のあり方が変わつてきておる。そして何と云つても工業を中心とした国の産業経済になつていくことは、いなむことができないと思ひます。そうだとすれば、この固定資産税の評価その他についても、その見方については一応考えられる必要があるのではないかと。私が申し上げておるのことは、したがって自治省で考えてもらいたいことは、農民の持つてゐる土地といふものは生産の手段にすぎないのである。従来、土地と家屋にしか租税を求めたことのできなかつた日本の経済構造とはいはれ違つてきておる。同時に負担能力も変わつてきておる。したがつて今日の土地、ことに農地については、實際そういう考え方で考えたほうが、この際適合する考え方になつてきているのではないかと、その点について自治省はどうお考えになるかという事です。単にこれを収益還元的方式でやるとか、あるいは財産税的な性格を持つてゐるということではなくて、もはや基本的なものの考え方をこの際変えることが妥当であるのではないかと考えるのだが、この辺どうお考えになりますか。

○細郷政府委員 土地につきましては、農民のみならず宅地等を通じての評価上のバランスを得たいということから、売買実例価額をもとにして時価

を求める方式をとらうとしてゐるわけでありまして。そのうち農地につきましては、おっしゃる通りに、確かに他の都市とは若干趣を異にしている面があると思ひます。ただ、そういうたようなことも価格の上における反映されてゐると思ひますが、われわれは、昨日も申し上げましたように、この評価にあたりましては、眼界収益補正といふものをかけて、それによつて農地の評価額をきめてまいりたいと思ひてゐるわけでありまして。

なお、その評価額自体をもとにして税負担をどうするかということについては、お説のような意見も税制調査会の場でのいろいろ議論されることと考へております。十分検討させていただきますと思ひます。

○門司委員 いまの御答弁だけでは私ははつきりしないのですが、もう少し突っ込んでものを考へてもらつたらどうかと思ひます。實際問題として、何といつても生産手段として見ることは、私が私は正しい見方だと思ひます。おそらくあなたは、技術的な問題と、現実に税金をかけてどう算定していくかといふようなことについてはそのようなことはございしますが、見方としては、少なくとも農地は一つの財産であることは間違いないと思ひます。しかも農地については、売買が制約を受けてゐる。自由に売買できるものではない。国が法律で制約してゐる面が一つと、いま一つは、いま申し上げましたように、生産手段にすぎないということでありまして。土地を持つてゐるからといって、別にどうこうということはないのであつて、都会の土地であれば土

地を持つてゐるということによつてかなり収益がある。土地自身がかせぐことができるのであります。農村の場合は、土地はかせがない。その上に種をまいて耕して、肥培管理を行なわなければ収益がないのであつて、農村の土地は生産手段に使われる。この法律の中、事業の用に供するものというふうな観点からものを考へるほうが實際は正しいのではないかと。税制問題、国の財政全体からいって、昔のように土地と建物以外には税財源がないから、ここからとるんだという考え方ではなく、私はそう考へますが、そう考へられませんか。それは生産手段と見れば明らかにか正し。農民が汗とあぶらを流して働いて、初めて収益がある。工場の機械が回つてゐるのとどこが違ひますか。機械でも回らなければ収益はあがらない。農地は草がはえたら三文の価値もなくなつてしまふ。その点についてはどう考へられるか、その点をもう少し伺ひたいと思ひます。

○細郷政府委員 農地が農業におきまする生産上の重要な要素であるということとは、私も承知しております。ただ、そのみが生産手段であるといふふうな割り切るのは、なお十分研究を要するものが残つておると思ひます。同じく宅地の問題につきましても、一言に宅地といつておられますが、そこで収益性の強い宅地もございしますが、非常に弱い宅地もあるわけでございます。そういうふうなこともありまして、今回の新評価額をどういうふうにして、税の負担に移すかということについて、税制調査会でも議論があつたわけでありまして、なお引き続き議論がなされると思ひます。ただ、今回の場

合、そういった農業の特殊性といったようなことを考へまして、この暫定措置におきましても、税負担は一応据え置きを最高にするというような措置がとられるようになっておる次第でございます。

○門司委員 だから、据え置きをするというなら、これから自治省がお考へになることであつて、それについてはいつお考へになるのか。税制調査会が何とか言うだろう、それから考へるといふのは他力本願であつて、自治省なんかあつてもなくてもいいといふところから考へてもいいと思ひますが、その中には私は、自治省の一つの筋がなければならぬと思ふ。あれは諮問機関ですから、絶対あそこの言うことをきかなければならぬといふことは法律に書いてある。尊重しなければならぬと書いてあるが、なかなか尊重されないのが今日の政府の事情です。そこに逃げ込まれるのは、きわめて不誠実だと思ひます。この機会に、自治省は自治省としてのものの考え方を強く出さるべきことが、諮問機関として受けた調査会もやういふこととです。私は、やはりもう少しはつきりしてもらいたい。農家にしてもそうでしょう。農家の家というのは大抵生産手段なんだから貸し与へることもできる。そこから収益も上がつてくる。しかし今日の純農村は、そういうことはできるはずはない。だから、私は、もう少し税の負担の公平ということ、世の中がこういうふうなふうな考へ方であり、昔のやうなもの考へ方であり、どうも固定資産税あるいは住民税なんというやつは、土地、建物にかけることは、大体

昔からそういうことになっておったからという時代ではもうないと思うんですね。そうしなければ結局、農村と都市との所得格差なんというものの、負担格差なんというものはなくならないと思うのです。私は、農村を育てようとするならば、税制面においても、十分にそのことを考へて、農村のあるべき姿というものを十分に考へて、そうしてこれを打ち出すことが正しいのではないかと。だから、機械器具に対する例の免税点と、農地に対する免税点は必ずしも一致してないと思ふ。同時にこれには限界がある。いわゆる生活をしていくということには限界がある。いま自民党さんのお考えの中にはいろいろあつて、農家の規模をどのくらい大きくしなければ生活できないとか何とか議論がされておりますが、そういうことがあるのであります。土地を持つていて、そこで仕事をしておることは間違いない。しかし、その土地だけで生活ができればいいと、その土地だけが生活のできないきわめて零細な農家がある。そういうところにも、やはり財産を持つていくからというところで税金がかかってくるという形、したがってこの税金を財産税というのな財産税といつてもいいかもしれないが、しかし税金の性格は、財産税とも考えられるし、あるいは収益税とも考えられるし、今日の固定資産税というのは、その辺がきわめてあいまいになつておる。これは何もかも税金をかけようとしたから、実際にそういうことになつたわけだ。土地あるいは建物と機械とを、別にかければよかったのです。それを固定資産税の中で全部一緒にかけるようになったから、こういう

変な性格になつたわけですね。しかしそれにはいたしましても、今日の農村の実態から見ても、税負担の公平を期しようとするならば、固定資産税のそういう配慮が必要ではないかということが考へられます。したがって、なお突っ込んで言うならば、たとえばその地方における耕作反別等についても、やはり考へ直す必要があるのではないかと、免税をする面がやはりはないか。そういうきめのこまかい配慮をすることが、もうこの際必要だと思ふ。しかし、いまこれを議論したところで、事務局ではなかなか始まらぬと思うので、いづれ大臣がお見えになつたら、今度は大臣に、ほんとうに腹を据えて答弁をしてもらいたいと思ふ。

それ、事務的の問題として次に聞いておきたいと思ふことは、山林でありまして。山林の地積、この間資料をもらいましたが、その資料については、異論も実はございます。六百分の一の地積というのはいくつもの地と、いふことをお書きになつておるようだが、県市町村に行くところ、六百分の一の地積が整備されていくかというとなつておる。これはこしらへようとするならば、非常に大きな費用と、大きな人員と、年限がかかる。かつて私は、予算委員会でこのことを聞いたのでございまして、時の大臣はそれだつたか、大臣の名前は忘れたが、その人の言うには、この地積をつくるのは、少なくとも一年間に五万人くらいの人間をかけて、三年間をかけて、四百五十億くらいの費用をかけなければ地積の精密な地図はできませんという答弁だつた。航空写真をとつて、実測して、それを合せてみて、なお誤差

があるなら誤差を整備していくこととすると、たいへんだということですね。だから私は、自治省がこういう資料を出しになつていくけれども、お出しになつて、われわれは見たということだに、とどめておきたいと思ふ。正しいものではないはずだ。そこで、最も今日大きな誤差を持つておりますのは、山林であります。この山林の実地調査といふことを一体自治省は真剣にお考へになつておりますか。私は、これはある意味においては脱税だと思ふのです。実際には相当大きなものであるが、帳簿に記載されておる記載の面積が小さいからといって、税金はそれだけで納められておる。ところが、最近問題になつております土地造成その他で、だんだん山林が開放されてくる。そうなつてまいりますと、帳簿面と実地面が合はなくなつてくる。合はなくなつたのはだれの土地かということになつてまいります。法律では、何者にも所属しないものは国に所属する、しかし出ただけの土地は必ずしも国の所屬にはなつていない。結局、これは誤記登記という形であつたためて登記されて、そして本人の所屬になつてしまふ。そういう面においても私は、厳密にいうならばかなり問題があるやうと思ふ。だれの所有でもない土地だからというので国が没収するわけにはいかぬ。そういう点については、この固定資産税の再評価をする場合あるいは基礎を改められるというなら、どういうお考へですか。だから私は、実測をきちんとしておきたいと思ふ。どういう実測と実際の違つた面の処置はどつておられますか。誤記登記と

いうことが行なわれてから後に税金をそこだけかけるということになつておりますか、過去にさかのぼつて脱税をどうするかということをお考へになつておりますか、こまかい技術的な問題ですが。

○細野政府委員 御指摘のように、山林については、実地面積と台帳面積に差があるのではないかと、この調査会におきましては、いろいろ議論が出たのでございまして、ただ、もちろん私もとしましては、実際の面積でやめるのが、当然、それが公平な行き方であるが、実際に合つた負担を求めようとするとして、最上ではないか、こう考へておりますが、何分にも現実の姿は、いま御指摘もございまして、たゞ、相当膨大な手数を要する問題でございまして、やはりこれは将来問題として検討していかねければならぬ、かように考へております。

○門司委員 いや、私が聞いてゐるのはそうじゃないんです。そういうことを考へなければならぬことはあたりまえです。いまあなたの方が、どんなにしゃつちよこだつてみたところで、わからぬものはわからぬのだ。それはわかるはずがない。ただ、問題になるのは、誤記登記その他で問題が出てくる。その場合に、税金についてどう処置されていくかといふことです。だから、誤記登記が出てきて、さかのぼつて——たとえば従来一万坪であつたところ——たゞ、売買することになつて実測したら一万五千坪出てきた。その五千坪は実際今日税制上は取られていない。それは脱税と見ておるか、やむを得ないものとして放任され

ておるかといふことです。私は、こういふこまかいことをくどくど聞きますのは、今日、ことに農村をたくさんかかえております、特に山林をその中にわけ持っております、特に山林をその中にわけ持っております、非常に苦しいのであつて、そうしてあつて山林の収益あるいは山林にかなりの税財源を求めるといふことが、これらの町村の唯一の財源補てんの場所でございます。ところが、先日から話しておりますように、実はそういうものについてもほとんど税金がはつきりかけられておる。また、かけようがないといわれたい。地積についても、今日の山その他をたくさん持つております、いわゆる町村の財政といふものは、ますます苦しくなつてくる。だから、税財源を確保するといふことのために、やはり弱い町村には国が強い施策を行なつてあげるといふことが必要であります。立木税についても同じであります。立木の取れないといふ原因は、地方には非常に強い勢力家がある、村役場の役人が行つて、一々山に入つて立木の検査をするなどというところは、どうていできないのだ、それこそ山林地主からならまれたら村の運営はできないから、そんなところは手をつけられないほうがいいといふことで、いかげんなことをやつてゐる。そういう適当な措置が行なわれているのが今日の実情であります。だからといって、それを放任しておけばますます地域差が出てくる。その地域差がなくなる一つの方法として、やはり自治省は確固とした方針を立てて、そして町村財政の充実をはかつていくことがこの際望

ましいのではない。そういう意味で聞いておるので、別に悪口を言っているわけではありません。したがって、それらの問題についても、いまのような答弁でなくて、その誤差についての税金は、さかのぼって取るの取らないのか、当然納めなければならぬものが、わからなかったから納めなかったというところで済まされるのかどうかということ。

○細郷政府委員 地積が明らかに誤記であるといったようなものは、当然取るべきだと考えております。ただ、実際問題として把握が困難なために、時間を経過することによって、時効その他によって、課税がさかのぼってできないといったような事態は、実際にあるのかと思ひます。

○門司委員 これ以上私が聞いておつても、おそらく満足はいく答弁を引き出すことは困難だと思ひます。実際問題として、自治省がもう少しこれらの問題に強く当たっていただいて、そうして町村役場ができるだけ税財源を求めのに容易な方法をせひとってもらいませんと、さきから申し上げておりますように、格差というものがだんだんできてくるのであります。

そこで、私はこのことだけはぜひひとつ大臣に聞いておきたいと思ふことではあります。今度の国会に出されております公害防止の問題は当然いろいろな形で出てくるわけですが、これは大臣よりもむしろ事務当局に事務的な問題を一応聞いておきたいと思ひます。

公害施設に對しましては各企業がかなり大きな負担をしなければならぬことは当然であります。したがって、

公害施設を行なったものに対して、固定資産税をかけるかかけないかということも、公害施設を急速に行なわせる一つの手段あるいは方法としては考え得ることだと私も考えております。したがって、公害施設に対する固定資産税を免除するかどうかということは、事務当局としても考えられるかどうか。このことは大臣にはつきり聞かなければならないと思ひますが、もし事務当局でお考えがあればはつきりしておいていただきたい。

○細郷政府委員 御承知のように、現在でもばい煙排出規制法によって、ばい煙処理施設をつくる場合、二条四項に規定した処理施設につきましては非課税という措置をいたしております。

○門司委員 この法律ができたときのばい煙というもののより、いまの公害は非常に範囲が広がっております。したがって、この法律だけでは適當でないところから実はお聞きしておるのではありません。今後汚水その他の問題がいろいろ出てまいりますので、これを積極的にやらせようとするれば、やはり何としてもそういう施設が必要である。ところがこの施設の実際の監督権限を自治省は持つておらない。持つておらないから、その施設その他を十分に自治省で把握できておるかどうかいふことについても、問題が残されてはしないか。したがって、公害防止に對します施設については、全体に固定資産税の對象にしないのだということとを、この際は明らかにしておいて

いただきたいと思います。そうしなせんと、公害対策を進めてまいりましても、企業家というのは一切そろばんをやっておりますから、なかなか進まな

い。したがって、その辺は、いまの法律だけでこれが充足されるものとは考えられませんが、ただばい煙、ばい煙と言つておりましたも、ばい煙だけではないので、ばい煙の中に含まれるものとしては、たとえば自動車の排気ガス等についてもばい煙といえるかどうかということがあります。これなどは都市をよごしている最も大きな問題であつた排気ガスが出ないようになつておるには、かなり金がかかるといわれております。これを強制的にやらせようとするには、やらせようとする温情ということばは悪いのでありますが、当然の処置というものを講ずべきである。

その中に、それらの問題についても、固定資産税の對象にしないということ

が明らかにされる必要があると思ふ。事務的の答弁だけでなくして、できるなら、次に税法改正が出てまいりますから、そういうものをそのときに

はつきりする、あるいは公害防止法の中にそういうものををはつきりする、いづれかにして、この問題の解決とまではいかなくても推進をはかつていきたいと思ひますが、もう一応答弁をしてもらいたい。あとで大臣が見えましてからそのときはつきり大臣から聞いておきたい。

○細郷政府委員 公害と申ししましても、いま御指摘のように非常に広範な要素を含んでおります。したがつて、ほんとうの意味の公害防止ということになりますと、それぞれの施設を持つ人が、全般的に公害防止という觀念に徹してやらないかなくてはならぬ、こう考へるわけでありまふ。ただ具体的問題といたしまして、公害防止

の施設を、どういふふうに税法上扱つていくかということにつきましては、いろいろ考へ方があると思ひます。たとえば、法律によつてこういう施設をつくらなければいかぬということ

が、義務づけられた後に新設をいたしますような工場、事業場につきましては、むしろそのことを含めての措置をとるべきものと考へますので、直ちにそれをもつて税法上またそれに軽減措置をすべきかどうかといふことは、若干疑問があると思へます。またそういう新しいものにつきましては、国あるいは地方団体でも、別途にいろいろ融資あるいは助成とかといったような措置が講ぜられておることとござい

ますので、そういう面との均衡を考慮してまいらなければならぬと思ひます。それから、從來からありますものに転換を求めるといふのが、当面の問題としては起こつてくるわけでありまふ。転換を求めます場合には、嚴格に税法上申しますれば、転換による価値の時価の差額といふものが新しい負担になるわけでありまふ。その負担をどう解決するかといふことが税法上の問題であると思ひますが、これも反面先ほど新設の場合に申し上げたと同じように、財政上の援助等とのにらみ合ひもございします。現状におきましては、ばい煙規制法によりますものが法律上の免税措置になっておりますけれども、その他のものにつきましては、各市町村におきまして固定資産税上のいろいろな措置を、実際にとつておるのが相当であると思つております。ただいづれにいたしましても、税法上は、考へ方としましてはそれだけの価値が

あるものを、どう扱つていくかということになるわけでありまふ。当然、課税の對象にすべきものと考へます。別途政策的にこれをどう考へるかということになりますと、その規制の内容、その範囲、その期間等によつてこれを考へていかなければならぬと思ひます。

○門司委員 いろいろ事務的に御答弁があつたようですが、一つの問題は、なぜ私そう言ふかといふと、公害防止条例といふものが都道府県で大体ございします。しかしこれは実際はなかなかうまくいかない。公害防止条例といふような名前をつけなくてばい煙防止条例といふようなものが、明治三十六年の東京府の条例の中にちゃんとある。あるが、しかしこれが實際に行なわれてない実情であります。同時に、この税金が市町村の税金である。条例をこしらえるのは県、これが私は大部分だと思ひます。またそれでなければいふて効果がなないと思ひます。したがつて、そういうことで府県あるいは市町村にまかしておくとやられておるといふやうなことでなくして、国でたとへば公害防止法といふものが獨立立法としてできるかできないかといふことは問題であります。あつてもなくてもやはりそういう施設については免税の對象にするのだというところは、税法上の一つの考へ方であらるなら法律の中で明記しておくと

いふことと、あとの、どういふものをそれじゃこれの對象にするかといふことについては、各都道府県のあるいは条例にまかしていいかもしれない。私はこれはやはり法律でなければま

いと思うんだが、一步譲って、各都道府県の条例にまかしてもいいと思えます。そういう場合、条例に定めたものについては、結局固定資産税の対象にしないのだというのを、助長策をこの際講じなければ、これだけやかましく公害問題が叫ばれているときに、私はこれを促進することも困難であり、また広い意味における保健衛生のためからいっても、私は当然じゃないかと、ということが考えられる。これは資本家がやっているのだから、向こうの義務だから何でもかんでもやれといっても、資本家はそんなばかしか考へない連中だから、そんな風に合わなければ法律でやかましくいなければやらない。だからこれは法律面で助長し、多少でもこれを強制し得る根拠をはっきり道徳的につくって、いこうとするには、やはり私はどうしてもそういう配慮がこれ必要ではないかというように考えられるので聞いておるのであります。いまの答弁だけでは私としては了承するわけにまいりませんので、いづれ委員長にお願いして、大臣がおいでになりましたらその間のことだけ私ははっきりしておきたいと思えます。

それからその次にもう一つ聞いておきたいと思えますことは、固定資産税の算定をいたしております基礎的の調査をいたしております各地にある委員会の制度であります。これは自治体にまかせてありますから自治体が適当な人をとていうことになっております。

それからさらに多少の経験を持った有能な人たちがこれに当たっておると思えますが、今日のように非常に複雑してきて膨大なものになってきておった

のでは、私は調査というものはなかなか困難だと思う。私はなぜそういうことを言うかという、この前の調査の時期に、私は東京都に対して、東京都のそれらの問題の明細な基礎数字を出してもらいたい、どこに基準があるかというものを請求いたしましたときに、私の手元に、東京都が非常に親切に各区の問題、こういう形でこういうふうには査定をいたしておりますが、この間また同じこの問題が出てきたから、東京都に電話をかけて聞き合せて、実はあの仕事はなかなか大へんな仕事でございまして、いまは手が足りないもので、この前のような書類を作成するのとまがなかなかございせんからというところで、もたえなかつた。私はことほどさように非常に複雑だと思えます。たくさん問題だと思えます。したがって、この制度をもとにするに、三年目にこういふことが行なわれるのは、三年目にこういふことが行なわれるのだから、この制度で役所がこれについては、何らかの方法で役所がこれをあらかじめ把握することができるような方法を、法律で講ずる必要があるんじゃないか。そうして、そういうものがやはりある程度義務づけられる必要があるのではないか。そうすることが評価にしろも案外スムーズにいくのじゃないかという点であります。この点について、事務局のお考えをお伺いしておきたいと思えます。

○細郷政府委員 都道府県にも固定資産の評価審議会が置かれておるわけでございますが、その願ふれば大府県との関係部長、それから国の関係で国税庁の関係者あるいは法務省の関係で地方事務局の関係者、そういったような方々、市町村の代表者、それに学識経験者といったようなものによって構成されております。そこにおきまして、いわゆる自治大臣の行ないます指定市町村以外の市町村に対する評価の基準を作成するようにいたしておるわけでありまして。そこにおいて標準的な価格なり、あるいは評価の方法といったようなことも議論されて、順次市町村に流れていくというふうな仕組みになっておるのでございます。

○門司委員 それはわかっておりますが、私の聞いていますのは、常時そういうものが絶えず、たとえば毎年なら毎年評価がどういふふうに変わっている、これはどういふふうに変わっている、ということを報告をする義務を、市町村なら市町村に義務づけていくべきではないか。そうして常時これらの調査が行なわれておるといふことにしなければ、必ず高いところと低いところが出てきて、私はうまくいかないのじゃないか。なるほど役所の面からいえば、ものを決定する法務省と大蔵省の連中が出てきて、あるいは自治省の諸君が出てきてきめれば、それでよろしいかもしれない。しかし、それらの諸君も、実際問題はわからぬでしょう。ただ帳面の上だけしかわからぬでしょう。地元から出てきた資料をもとにして議論されるだけでしょう。それは私は、この問題についてはいまのいき方じゃなくて、やはりもう少し親切に、地方の自治体が土地の値上がりなら値上りの推移がどうなっている、農村の土地の推移はこういふふうになつておるといふことを、この委員会なら委員

会に、地元の意見というものを十分に把握することができるようなことを義務づけたらどうかというのです。そうして単に固定資産税の調査委員というものが三年ごとに調査するといふのじゃなくて、私はやはり常時、毎年調査して、そして適正なものにする。そうしませんが、税の負担の公平ということが考えられないのであります。

それから立つたついでにもう一つ聞いておきますが、私は今度の場合に、この評価によって多少でも地価あるいは家賃の価格が今度は公認されるわけですから、実際からいえばこの場合は、それが地代や家賃にどういふふうにはね返るかというところは、自治省はお考えになったことがあるかどうか。またお考えになったことがあるとするならば、地代や家賃についてはどういふ処置をとられようとするか。据え置いて、いままでどういふ絶対的動かしはならぬということなら話はわかりませんが、多少でも動いてくれば、これは地代や家賃が上がった原因をこしらえることは明らかであります。それについてどういふふうに対処されるか。

○細郷政府委員 前段のほうは、今度の新しい評価方法であります。従来のいわば上から下へという評価方法と違って、下から上へという積み上げ方式の評価方法になってまいりますので、やはり市町村当局におきまして、十分売買実例の記録を把握する。それからまたそれによる時価の動きを把握するといったようなことをつとめなければならぬわけでありまして。現在のところは、そこまでの義務を明文

上明らかなにはいたしておりませんが、市町村長がそういう評価をする義務がございまして、その反射的な作用として、当然そういうことをするようにつとめなければならぬものと考えております。またそういった傾向はこのいま申しました道府県の固定資産評価審議会にも反映されてくるものと考えております。

それからあとのほうのお尋ねでございますが、地代、家賃に対する影響という点も、私どもいまの政府のところであります方針もございまして、十分検討いたしましたのでございまして、そういったことから今回の暫定措置によりまして影響は、宅地につきましては高い場合でも二割ということでございますが、その上に乗っております家賃につきましては、やはり経年の減価でございまして、やはり経年の減価でございまして、それが下がってまいるのでございまして、そういったようなことをかみ合わせてまいりますと、地代家賃への影響はきわめてわずかなものではなからうかというふうな計算になるのでございまして。そういったことも十分検討いたしましたのでございまして。

○門司委員 私の聞いていますのは、たいへん意地の悪い聞き方ですけども、池田さんは公共の料金を上げないという方針をおとりになっているのですね。その際公共料金といっているのか、かわからぬが、公用の料金といふべきかもしれない。もう少し公共という意味じゃなくて、もっと幅広い意味の問題かもしれない。しかし、かりにいまのお話のように二割程度上がるといふことになれば、地代は二割上げてよいという結論になりませんか。私はとにかくこの際は上げないという方針

をとられることのほうが正しいんじゃないか。評価その他についてもこういう法律を出しにならないで、これを引つ込めて、従来どおりにいくんだというふうな形のほうがよろしいのじゃないか。そのほうが池田内閣の今日の施策にぴったり合うのではないか。少なくとも二割税金の基礎が上がるということになると、二割地代が上がる理論的な根拠を与えるということになる。そういう意味でひとつはつきりしておきたいのですが、いまの御答弁に間違いはございませんね。大体二割程度土地は上がるんだ。これは宅地だと私は思います。宅地だということは、結局とりもなおさず公共用地その他一切を含むと思いますが、都会の土地であるとか解釈してよろしいと思います。農村の宅地に適用されては迷惑だ。農村の宅地は、そうむやみに売れるわけではありせん。宅地を持っていて、特別に利潤が上がるわけでもありません。したがって、都会の土地と解釈するということが、行政的にはそれのほうが正しいと思いますが、それにしてもいま申し上げましたように、大体二割方上がるんだということを確認しておいてよろしゅうございますね。

の自然増があるという範囲にとどまっておるのでございます。なお、土地、家屋というものを合わせて持つております人、これについて見てまいりますと、土地につきましては、先ほど申し上げたような二割の負担増になるけれども、このこと自体が積極的な増税というほどの強いものでもございませう。先ほど申し上げましたような自然増程度のものではあらうと思ひますが、同時に家屋につきましては経年による減価があります。したがって、家屋のほうはいわば税率が変わつておられますので、固定資産税の負担としては若干下がりぎみになるわけでございます。したがって、土地と家屋と両方を併有しております場合には、その総体の税負担といたしましては必ずしもそんなに高い増にならないわけでございます。全国的に見てまいりますと、土地一に対して家屋を三くらいの割合で持つておるケースが多いわけでございます。そういうケースのものについてみましますと、土地、家屋を通じて、税負担は現行に比して五割程度しかふえていない、こういうような状況でございませう。われわれはこれは全く自然増にも比すべきものではないか、こう考へます。したがって、地代、家賃への影響自体は、例の地代家賃統制令上の計算をいたしましても非常にわずかなものであります。これをもつて直ちに地代、家賃が上がるということはいふ切れないと思ひます。

○門司委員 事務当局の答弁は、地代、家賃が上がるかぬというが、それは自分の土地に自分の家を建てている人はどうか知りませんが、日本はそういうものでない、借地のほうが多いのであります。だから、金持ちを基準にして税金を取られちゃ貧乏人が困る。税金を上げるときには貧乏人を基準にして考へてもらわなければ困る。

大臣に伺いますが、いま事務当局に一応答弁はいただいたのであります。一つはいまの問題であります。かりに土地に対して二割くらいの評価の増が出てくるということになれば、それだけ地代が上がるということに直接国民は受け取ると思ひます。そうすると、これは池田内閣の持つております公共料金を上げないという趣旨とやや反する形がこの際必ず出てまいります。したがって、私はよけいなおせっかいではあります。そういうことをやらないで、去年のままでいくのだというこのほうが、池田内閣のためによろしいのだということでは実は御質問申し上げたのであります。大臣はどうお考へになりますか。

○早川国務大臣 御承知のように、土地の固定資産税がどれだけアパートとかそういうものにかかるかということ、これは一番上としましては千分の十の二〇％ですから、千分の二・八という非常に小さい金額より上がらないわけでありませう。そこでそういうことを考へますと、地代にそれをすくひつかけてくるほどのウェイトを持つかどうか。それから新築家屋というものは、御承知のように、固定資産税はいずれ御審議を願ひたいのですが、三年、五年、十年というのを二分の一に減税いたしますし、そういうことをあわせてこの問題は考へなければならぬ問題だと思ひまして、私はそう大きい、すぐに上げなければならぬほどの金額が借家人とアパートに住んで

いる人にかかると思つておりませう。

○門司委員 これは池田内閣の総体的な施策でありますから、必ずしも私の批判が当たらないかと思ひますが、いま大臣の答弁の中で新しい家屋については三年とか五年とかの税金をと言われまが、これは税金の対策からきただけで考へてはいたしません。住宅政策からお考へになったことのはうが原因だと私は解釈しているものであります。これを大臣が税金としてここでお話しになるのは、いささかわれわれにとつて受け取りにくい考へ方でありませう。住宅政策の一環でありまして、決して税制対策の一環ではないと私は考へておる。

もう一つの問題は、いまお話しのように、たいした影響はないとおっしゃいますけれども、今日の物価が上がつておるといふことで公共料金を押えなければならぬというところは、そのこと自体はたいした問題でなくとも、そういう値上がりムードをつくること、非常に危険であるといふこと、いわゆる便乗の値上がり最もおそろしいのであります。したがって、今度地代を上げてよろしいのだといふことになればあなたの言われるように、そばんをはじいてこれだけ税金を上げたからこれだけ地代を上げてよろしい、たいしたことはないといふことになるのであります。なかなかそうはいかないのであります。その点に問題が出てくるのであります。したがって、先ほどから池田内閣のために、国民のためにも据え置かれたほうがよろしいのじゃないかといふことを申し上げたのであります。しかし、これ以上

上大臣から答弁をいただくことは、大臣もここでそうだといふお返事はなかなかできないだらうと思ひます。すっかり開議できまうとやうな思ひにならざるでいいでしょうか、しかし、私としてはそのくらいの腹は大分は持つていたのだ。そうして地方の今日の物価の値上りになる原因を自治省がつくるといふようなことは、ぜひひとつやめてもらいたい。私も時間がありませんからこれ以上押し問答いたしませんけれども、ぜひ考へておいてもらいたい。

それからもう一つ、先ほど事務当局から御意見を聞いたのであります。公害が非常にやましい問題になっておりまして、公害を防止するためにいろいろな施設をしなければならん。そうすると、かなり企業家には大きな負担になってまいります。この負担増が、企業家をして公害防止の施設に逡巡させる一つの大きな原因になりはしないかといふことが、私はきわめて憂慮される。したがって、これらの問題については固定資産税の対象にしないといふことを、ひとつ大臣からここで言明が願へれば、公害防止も進めよくなるのではないか。現行法がございませうが、現行法では限られておつて、なかなかうまくいきません。同時に県の条例あるいは市の条例で定めましても、条例程度では——こういうものをするといふことは、あるいは条例にまかせてもいいかもしれないと思ひますけれども、しかし、減税の処置というものを国ではつきり法律できめていたのだいじやないか。地方の自治体もやりのいじやないか。そうして、そういうこ

とによって公害防止が迅速に行なわれることがこの際必要ではないか、こう考へて質問いたしましたので、ひとつ大臣からこの点について、あらためて答弁をうかがうておきたいと思ひます。

○早川国務大臣 法律上、一律に公害関係の施設を非課税とするには、その施設が公害防止のために消極的である場合もありますし、また法律によつて、企業に義務づけられておるもの以外をやれという御意見でございますが、これはよくその公害の事情、それから地方団体の事情に依りまして、今後の問題として、いま直ちに非課税というわけにはまいりませんので、よく研究し、また検討させていただきますと思ひます。

○門司委員 いまの大臣の考え方の中に、ちよつと違つてゐる点がありはしないかと思ひますが、私が申し上げておりますのは、現行法はありますが、しかし現行法はかなり不備でありまして、それからもう一つ、大臣の考えの中には、それならこれとこれとこういうものというふうな羅列してきめればよろしいというふうな考えがあるうかと私は思ひます。私は、これは具体的問題としては、一応そういうことがいえるかと思ひます。文章を書く場合には、そういうものが考えられるかもしれない。列記しておかなければどうも逃げるやつができるかと、あるいはやりにくいとか、そしてそこから論争が起つてくるというふうなことがあるかもしれない。したがつて、列記する必要があるかもしれないというふうな懸念があれば、いまのような大

臣の答弁ではよろしいと思ひますが、そういうことではなくして、基本的にそういう施設については課税の対象にしないということだけ伺つておけば、あの操作については事務当局のほうで十分操作ができると思ひますので、大臣の考えをひとつ率直にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○早川国務大臣 公害関係は、はっきり非課税の対象が法律で規定されておるわけでありまして、それ以外の問題につきましては、いまここで非課税にしろというわけにもまいりませんので、よく自治体の状況、公害防止のための施設の事情を検討して、その後、非課税にしたほうがいい場合には、法律の非課税対象に入れるという措置をとらなければなりませんので、よく研究させていただきますと思ひます。

○森田委員 他に質疑はありませんか。——なければ、本案についての質疑はこれにて終了いたしました。

○森田委員長 これより本案を討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。久保田円次君。

○久保田(円)委員 私は自由民主党を代表して、今回提案された地方税法の一部を改正する法律案に賛成するものであります。

固定資産税及び都市計画税につきましては、昭和三十九年度から新固定資産評価基準による評価に基づいて課税が行なわれることとなりますが、別途提案される税負担の調整措置とも関連して、課税の円滑化をはかるためには、固定資産課税台帳の縦覧期間を延

期する措置をとることが必要であると思へられます。本案は、昭和三十九年度における固定資産課税台帳の縦覧期間、固定資産税及び都市計画税の第一期分の納期等を一月ずつ延期しようとするものであります。今回の評価が之に伴う課税の円滑化をはかるために適当な措置であると考え、原案に賛成をいたします。(拍手)

○森田委員長 安井吉典君。

○安井委員 私は、日本社会党並びに民主社会党を代表いたします。この法案に対する反対の討論をいたしたいと思ひます。

固定資産の新様式による評価につきましては、自治大臣は三年前から評価基準の試案を示し、全国市町村を指導しながら、三十九年一月一日の評価期日を目前にする十二月二十五日に至つてようやく正式の基準を告示いたしました。このこと自体、新評価方式に対する自治省の側の自信のなさを示していると思ひます。市町村の側の作業も予定よりははやく、新評価決定の時期を一カ月延ばす法案をいま提出したわけでありまして、われわれは一月で

はなく、少なくとも一年、できれば三年の暫定措置の期間中新評価の決定を延ばし、その間に十分な内部調整を行なうことを政府に要求するものであります。さもなければ重大な事態の生ずるおそれがあることを警告するものであります。

この改正法案は、きわめて簡単な内容のごとく見えますが、新方式の実施の方向を確認する立法として重要なものであり、われわれは賛意を表するわけにはいかないものであります。以下、反対の理由を申し述べます。

第一に、新評価方式は多くの矛盾を持っております。たとえば、農地は収益無税の売買実例額方式により、宅地は物価騰貴と住宅難のうちに平均六倍半、基準地の中では十一倍も評価を上げるといふ内容を持つものであり、これは単に生活の問題だけではなく、企業経営にも大きな影響を及ぼすことが考えられます。そのため農民や中小企業者、さらに一般の住宅の居住者、それだけではなく、地方自治体や財界等も反対をしておるわけでありまして、第二に、現在あらわれております新方式による評価額の傾向におきましては、調査会答申の、増税はしない、激変を緩和するという原則に立ち調整しようと思へまして、旧方式との変動の幅があまりにも大きく過ぎ、筋の立つた調整措置を求めることは非常に困難であります。したがつて、一たんこれが発表をされれば異議の申し立てが続出し、全国的に多くの混乱を生ずることとは必至であります。そのため政府は三年間の暫定措置を打ち出し、評価がえはするが、評価上昇率の高い農地は旧評価による税にとどめ、農地以外の土地は同じく二割増しを限度とするという税法改正を行なおうとしているわけでありまして、しかし、暫定措置が終わつたあとの恒久措置をどうするかにつきましては、新評価による変動があまりにも激し過ぎるため、国民を今日納得せしめ得る説明がつかない状態でありまして、したがつて暫定措置と同時に新評価を確定しようとするのは、三年間の暫定期間を一つのクッションとし、矛盾の多い大幅増税に三年後乗り移そうとするのではないかと心

配が強まってきたるわけであります。

第三に、三年後の暫定措置の期間には、旧評価額を基礎とし、農地抑え置きや農地以外の土地の二割増しを算定するもので、したがつて、新評価額は実質的にはたな上げされるわけです。政府みずからが、新評価ではなく、旧評価の三年間の踏襲を規定づけているようなものであり、したがつて、いま急いで新評価額を決定する必要はありません。評価の激変に対する調整、緩和の措置にぎつちりとしためどがつくまでは、新評価の決定を延期すべきであると考えるわけでありまして、以上の理由により、われわれは新評価を憂える国民の立場に立ち、本法案に対し反対する次第であります。(拍手)

○森田委員長 以上で討論は終局いたしました。

これより採決いたします。

地方税法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。ただいま議決せられました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○森田委員長 細谷治嘉君。

○細谷委員 きょう提案されました地方交付税法等の一部を改正する法律案について、次のような資料を審議の必要上お願いしたいと思います。

第一は、単位費用の改定が行なわれるわけでございますが、その改定によってきたる計算内容、これを費目ごとにひとつ具体的に示していただきたいと思ひます。

第二は、費目別の基準財政需要額の増加額、こういうものが付表についております。その積算された内容、これをお願いしたいと思います。

第三は、いろいろな補正係数、補正が行なわれるわけでございますが、三十八年度の実績からいきますと、この補正によってかなりの激変が起ころおるのが随所に見受けられます。そういう激変が起ころうようなことになるのか、なるとすればそういうものについての具体的な点をひとつお示しをいただきたい。

以上、三つであります。

○森田委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二分散会